

加賀市合併処理浄化槽設置助成制度について

加賀市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、単独処理浄化槽やくみ取便所から合併処理浄化槽へ切り替える方に工事費用の一部を補助しています。（新築による切り替えは除きます。）

1 補助対象となる区域

石川県生活排水処理エリアマップに示す合併処理浄化槽整備区域とします。

補助対象区域につきましては、経営企画課（☎0761-72-7953）までお問い合わせください。

2 補助対象となる住宅

- ・主として居住を目的として使用される住宅であること。

（総床面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅であること。）

- ・単独処理浄化槽又はくみ取便所を廃止して、合併処理浄化槽を使用すること。

※ 別荘や倉庫用途等の建物に接続する場合や、市の補助交付決定通知書を受ける前に浄化槽設置工事を行った場合は補助を受けることができません。

3 補助金額

浄化槽の規模	補 助 金 額
5人槽	390,000円
7人槽	474,000円
10人槽	660,000円

浄化槽設置の際、既存の単独処理浄化槽の撤去を行う場合、撤去費用への補助も行います。

（補助金額120,000円。くみ取便所からの切り替えは除きます。）

※ 撤去とは、単独処理浄化槽本体及び付帯する構造物を全て地中から取り出し、構造物を埋め殺ししない事を指す。また、その構造物を廃棄物として適切な処分を行ったことが確認できるものに限りです。

4 申し込みの受付

毎年4月上旬に申し込みを受付いたしますが、国の補助事業のため、国からの内示前の受付は出来ませんので、申請の際にはお問い合わせください。

また、年度毎に予算の範囲内で実施されますので、年間に助成できる基数には限りがあり、予算枠に達し次第受付を終了します。

必ず工事を行う前に補助金交付の申請手続きを行ってください。事前着工した場合は補助金の対象になりませんので、ご注意ください。

申し込み・不明な点については、上下水道部経営企画課までお問い合わせください。

問い合わせ先

加賀市上下水道部経営企画課

☎ 0761-72-7953